

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	3
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	3
◎高知県税条例の一部を改正する条例	3
◎高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例	5
◎高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	5
◎高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例	5

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

公布された条例のあらまし

◆職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第25号）

- 1 条例改正の目的
国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場等で行う作業に従事する職員等に対して支給する特殊勤務手当の上限額を改定することとした。
- 2 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和8年4月1日から適用することとした。

◆公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

- 1 条例改正の目的
特別の法律により設立された法人のうち、県内の病院等の運営等を行う医療法人等であって、県がその事業に参画し、又は協力することが県の施策の推進に有益であると認められるものに職員を派遣することができることとするよう必要な改正をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第27号）

- 1 条例改正の目的
地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人の県民税及び不動産取得税について必要な改正等を行うこととし、併せて県民税の法人税割の税率の特例措置について適用期限の延長を行うこととした。
- 2 主要な内容
 - （1）個人の県民税
所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の7の規定の適用を受ける公的年金等の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を義務付けること。（第40条の5第1項）
 - （2）法人の県民税
法人税割の税率の特例措置の適用期限を令和14年8月31日まで延長すること。（付則第11条）
 - （3）不動産取得税
ア 新築住宅特例適用住宅及びその土地に係る課税標準の特例措置等について、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域若しくは浸水被害防止区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）（イにおいて「特定区域内住宅」という。）及びその土地を適用対象から除外すること。（第75条の2第1項及び第83条第1項）
イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置について、特定区域内住宅を適用対象から除外した上、その適用期限を令和13年3月31日まで延長すること。（付則第17条）

（4） その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、令和9年1月1日から施行することとした。ただし、2の（2）は公布の日から、2の（3）は令和11年4月1日から施行することとした。

◆高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第28号）

1 条例改正の目的

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）が一部改正されたことを考慮し、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設用設備の新增設をした認定事業者に対する県税の特例措置の適用要件としての当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る知事の認定の期限を2年延長することとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用することとした。

◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第29号）

1 条例改正の目的

その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）が一部改正され、学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることとされたことを考慮し、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）の引用規定の整理をするともに、保育所における保育士の数の算定に当たって、当該保育所に勤務する理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができることとされたこと等を考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号）の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第4条第1項及び第2項の改正規定は、令和8年12月25日から施行することとした。

◆高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例（高知県条例第30号）

1 条例改正の目的

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府
文部科学省令第1号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進
厚生労働省
に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が
内閣府
定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年7月文部科学省告示第2号）が一部
厚生労働省
改正されたことを考慮し、幼保連携型認定こども園の学級の編制に関する基準、人員に
関する基準及び運営に関する基準並びに連携型外認定こども園の職員の配置基準、職員

の資格基準及び管理運営等の基準について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第1条中高知県認定こども園条例第6条第3号の改正規定、第8条の2の次に1条を加える改正規定、第16条の改正規定並びに別表の4の（1）及び同表の7の改正規定は、令和8年12月25日から施行することとした。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年7月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第25号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「2,160円」を「2,880円」に改める。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第13条第2項の表21の項
- (2) 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第16条第2項の表6の項
- (3) 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第13条第2項の表14の項

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員の条例」という。）、この条例による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の公立学校職員の条例」という。）及びこの条例による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の警察職員の条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- (経過措置)
- 2 改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例及び改正後の警察職員の条例の規定は、令和8年4月1日以後の勤務に係る特殊勤務手当の支給について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。
- (特殊勤務手当の内払)
- 3 改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に関する条例、この条例による改正前の公立学校職員の給与に関する条例又はこの条例による改正前の警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、それぞれ改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

~~~~~

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和8年7月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第26号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 県内の病院又は診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所をいう。）の運営又は管理を行う医療法人その他の法人であって、

県がその事業に参画し、又は協力することが県の施策の推進に有益であると認められるもので、人事委員会規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第27号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第17号中「第22条の4第1項及び第3項」を「第22条の4第1項、第3項及び第4項」に、「又は差押え」を「、差押え」に、「等の」を「又は電磁的記録提供命令等の」に改め、同項中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 法第22条の11第2項の規定に基づく裁判官に対する電磁的記録提供命令をする場合の許可状の提示等に係る住居等への立入りの許可の請求に関する事項

第40条の5第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第45条の3の3第1項に規定する総務省令で定めるところにより、同条第2項各号に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第32条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第45条の3の2第1項第2号に規定する配偶者をいい、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号において同じ。）（退職手当等（法第50条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は法第23条第1項第9号に規定する扶養親族（年齢16歳未満の者又は法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは法第34条第1項第12号に規定する特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第32条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において法第45条の3の3第1項第3号に規定する政令で定める金額に満たない者を除く。）であって、法第23条第1項第10号に規定する障害者、法第23条第1

項第11号に規定する寡婦若しくは法第23条第1項第12号に規定するひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。）若しくは法第34条第1項第12号に規定する特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第40条の5第2項中「第45条の3の3第2項」を「第45条の3の3第3項」に、「第317条の3の3第2項」を「第317条の3の3第3項」に改め、同条第4項中「第45条の3の3第4項」を「第45条の3の3第5項」に、「第317条の3の3第4項」を「第317条の3の3第5項」に改める。

第75条の2第1項中「限る。」を「限る。」（次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第1号アからオまでに掲げる区域外又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域（第2号において「市街化調整区域」という。）のうち第2号ア若しくはイに掲げる区域外にあった場合における当該住宅を除く。第83条第1項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として政令第37条の18第1項で定める期間が5年以上であるもののうち政令第37条の18第2項で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。）

ア 建築基準法第39条第1項の災害危険区域で法第73条の14第1項第1号イに規定する総務省令で定めるもの

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域

（2） 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がアに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域

イ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域で法第73条の14第1項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの

第75条の2第3項中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に、「第37条の18第2項」を「第37条の19第2項」に、「第37条の18第3項」を「第37条の19第3項」に改める。

第83条第1項中「住宅（」を「住宅（特定区域内住宅を除くものとし、」に改める。

付則第9条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「平成21年から令和7年まで」を「平成21年から令和12年まで」に改め、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に改める。

付則第11条中「令和9年8月31日」を「令和14年8月31日」に改める。

付則第17条中「の新築を令和13年3月31日まで」を「（第75条の2第1項に規定する特

定区域内住宅を除く。）の新築を令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間」に、「当該取得が令和13年3月31日まで」を「当該取得が令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間」に改める。

付則第23条の2第4項の表中「第155条の4」を「第147条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 付則第11条及び第23条の2の改正規定 公布の日

（2） 第5条の改正規定 令和9年10月1日

（3） 第75条の2第1項、第3項及び第83条第1項並びに付則第17条の改正規定並びに第4項から第6項までの規定 令和11年4月1日

（個人の県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）第40条の5第1項、第2項及び第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第40条の5第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の高知県税条例第40条の5第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 新条例付則第9条第1項及び第3項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

4 新条例第75条の2第1項及び第3項の規定は、第1項第3号に掲げる規定の施行の日（以下「3号施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税に

ついて適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 5 新条例第83条第1項の規定は、3号施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 6 新条例付則第17条の規定は、3号施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第28号

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例（平成27年高知県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

第4条第1項本文、第1号及び第3号中「所得金額又は」を「所得又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第29号

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号。次項において「令和7年内閣府令第80号」という。）第3条」を「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号。次項において「令和7年内閣府令第104号」という。）附則第8条」に改め、同条第2項中「令和7年内閣府令第80号第4条」を「令和7年内閣府令第104号附則第9条」に改め、同条第3項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第92号）第1条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣

府令第10号）第1条及び第4条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項及び第2項の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第30号

高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例

（高知県認定こども園条例の一部改正）

第1条 高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「附則第2項、第4項及び第8項から第13項まで」を「附則第2項、第4項及び第8項から第14項まで」に改め、同条第3号中「第8条の2」を「第8条の2、第8条の3」に改める。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第8条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条及び別表の7の(12)において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。別表の7の(12)において同じ。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第9条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第10条第1項及び第3項の表備考1中「指導保育教諭」を「指導保育教諭、主務保育教諭」に改め、同表備考に次のように加える。

5 この表の備考1に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同備考に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第10条第5項第2号中「主幹養護教諭」を「主幹養護教諭、主務養護教諭」に改める。

第16条中「別表の7の(11)及び(12)」を「別表の7の(11)及び(13)」に改める。

第17条中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附則第9項中「主幹養護教諭」を「主幹養護教諭、主務養護教諭」に改め、附則第13項中「附則第9項から前項まで」を「第10条第3項の表備考5及び附則第9項から前項まで」に、「第10条第3項の表備考1」を「同表備考1」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改め、附則に次の2項を加える。

14 第10条第3項の表備考5及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者（同表備考5ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（連携型外認定子ども園の職員の数に係る特例）

15 別表の2の(5)の規定により同表の2の(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者を特定理学療法士等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等の総数は、同表の1の(1)の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表の1の(2)中「35人」を「30人」に改め、同表の2中

「(4) 連携型外認定子ども園の長（連携型外認定子ども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。）は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、当該連携型外認定子ども園の管理及び運営を行う能力を有すること。」

を

「(4) 連携型外認定子ども園の長（連携型外認定子ども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。）は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、当該連携型外認定子ども園の管理及び運営を行う能力を有すること。」

(5) (1)及び(2)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該連携型外認定子ども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができること。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこと。」

に改め、同表の4の(1)中「第6条」を「第5条」に改め、同表の7中

「(12) 連携型外認定子ども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(12)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるもの」とすること。」

を

「(12) 連携型外認定子ども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。」

(13) 連携型外認定子ども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(13)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるも

の」とすること。」

に改める。

（高知県認定子ども園条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 高知県認定子ども園条例の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「幼保連携型認定子ども園」を「幼保連携型認定子ども園（次項において「幼保連携型認定子ども園」という。）」に、「次項において「新条例」という。）第10条第3項の規定」を「以下「新条例」という。）第10条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」に、「次項において「旧条例」という。）第10条第3項の規定」を「以下「旧条例」という。）第10条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」に改め、附則第3項中「高知県認定子ども園条例第2条第2号に規定する連携型外認定子ども園」を「連携型外認定子ども園」に、「新条例別表の1の(1)」を「新条例別表の1の(1)のエ」に、「旧条例別表の1の(1)」を「旧条例別表の1の(1)のエ」に改め、同項を附則第5項とし、同項の前に次の2項を加える。

3 幼保連携型認定子ども園において、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、新条例第10条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、旧条例第10条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

4 高知県認定子ども園条例第2条第2号に規定する連携型外認定子ども園（次項において「連携型外認定子ども園」という。）において、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、新条例別表の1の(1)のウの規定は、適用しない。この場合において、旧条例別表の1の(1)のウの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中高知県認定子ども園条例第6条第3号の改正規定、第8条の2の次に1条を加える改正規定、第16条の改正規定並びに別表の4の(1)及び同表の7の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定子ども園における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の高知県認定子ども園条例（次項において「新条例」という。）第9条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に存する連携型外認定子ども園における1学級の子どもの数については、新条例別表の1の(2)の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。